

2024

4月

No.600

か り や



か

り

や



「桜ネックレス」稲沢市平和町

写真提供：田中 勝志 氏

も く じ

人事異動	1
離任のご挨拶	2
「委託状況届」の提出をお願いします	3
愛知労働局管内死亡災害発生状況	4
愛知県の全産業死亡災害	4
労働者死傷病報告書受付状況	6
監督署だより	7
令和5年度「労働トラブル防止総合講座」開催	10
愛知県下各労働基準協会	
「各協会合同開催事業連絡調整会議」開催	11

もっと自分らしい働き方休み方	12
衣浦東部保健所コーナー	13
エッセイ 労務屋の昨今	14
社会保険労務士が答える企業の労務管理	16
入会事業所紹介	17
——愛知県下各労働基準協会および職員	
能登半島地震で被災した労働基準協会へ寄付金を贈呈	17
企業の労働110番!	17
会員だより	18
お知らせ	19

人 事 異 動

(転出)

令和6年4月1日付

新 所属・職名	氏 名	旧 所属・職名
総務部総務課 総務課長	橋 本 圭 一	刈谷署 署長
半田署 副署長	加 藤 拓 宏	刈谷署 第一方面 第一方面主任監督官
豊橋署 第一方面 第一方面主任監督官	小 原 智 彦	刈谷署 第二方面 第二方面主任監督官
豊橋署 第一方面 (労災第二課併任)	根 岸 由 季	刈谷署 第一方面
労働基準部労災補償課 労働者災害補償保険審査官	稲 葉 修	刈谷署 労災課 労災課長
岡崎署 労災課 補償主任	長 根 美 穂	刈谷署 労災課 補償主任
東京局中央署 方面	諸 戸 大 晏	刈谷署 第三方面
任期満了	小 塚 益 代	刈谷署 労災課 (業務課併任) 労災保険給付調査官

(転入)

新 所属・職名	氏 名	旧 所属・職名
刈谷署 署長	佐 野 晃	名古屋東署 副署長
刈谷署 第一方面 第一方面主任監督官	三戸部 孝 敏	岡崎署 第一方面 第一方面主任監督官
刈谷署 第三方面 第三方面主任監督官	檜 垣 亜由子	名古屋北署 第一方面
刈谷署 第一方面	加 藤 愛 理	山形局
刈谷署 第一方面	吉 野 樹	新規採用
刈谷署 労災課 労災課長	榊 原 清 高	半田署 労災課 労災課長
刈谷署 労災課	杉 山 大 貴	新規採用
刈谷署 第二方面 第二方面主任監督官	鵜 飼 篤	刈谷署 第三方面 第三方面主任監督官
刈谷署 労災課 (業務課併任) 労災保険給付調査官	伊 藤 敏 彰	再任用短時間勤務職員

離任のご挨拶



刈谷労働基準監督署長 橋本 圭一

春光の候、一般社団法人 刈谷労働基準協会の会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動により、愛知労働局 総務部総務課に異動することとなりました。刈谷労働基準監督署に在勤中の2年間、会員の皆様には多大なるご支援、ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

着任した2年目には、2023年度を初年度とする5か年計画 第14次労働災害防止推進計画がスタートし、「『安全経営あいち[®]』」の推進、「重篤な労働災害の防止」、「総合的な健康対策」に係る取組を進めているところですが、着任した2年間で、最も強く感じたことは、当署管内における重篤な労働災害の少なさでした。

過去の推移をみますと、死亡災害については、第12次労働災害防止推進計画（2013年度から2017年度までの5か年）期間中は26人でしたが、第13次労働災害防止推進計画（2018年度から2022年度までの5か年）期間中は6人まで減少しています。私が着任してからの2年間、大変残念ながら、令和4年に1人、令和5年に1人（速報値）の尊い命が失われましたが、労働災害の一報を受けて当署の職員が現地調査に赴いた事案は、非常に少なくなりました。ひとえに皆様方の日々のご努力による賜物であり、心より感謝申し上げます。

今後も、リスクアセスメントの適切な実施により、重篤な労働災害防止に取り組んでいただくとともに、一人一人の高い安全意識と安全行動の一層の意識付けを実践していただき、転倒災害や腰痛災害など作業行動に起因する災害防止にも努めていただきますようお願いいたします。

本年4月から様々な法改正が行われます。時間外労働の上限規制の適用猶予業種・業務（建設業、自動車運転者、医師）への適用、労働条件明示事項の追加、裁量労働制に係る新たな手続き、一側足場の使用範囲の明確化、化学物質管理者の選任等化学物質規制など、関係事業者の皆様におかれましては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

労働基準行政の施策をより円滑に進めるためには、皆様方のご支援、ご協力が不可欠となります。今後も引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、一般社団法人 刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、離任の挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。

委託状況届の提出をお願いします。

提出期間は、4月1日～30日です。

愛知労働局

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年4月1日現在の家内労働者の現況について、4月1日から30日までの間に所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準監督署でも入手可能です。

愛知労働局HP 最低賃金・家内労働関係

パンフレット・リーフレット・様式はこちら



詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov 電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請
https://shinsei.e-gov.go.jp/
050-3786-2225

G ビズ ID
https://gbiz-id.go.jp/top/
0570-023-797

(お問い合わせ先) 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館4階

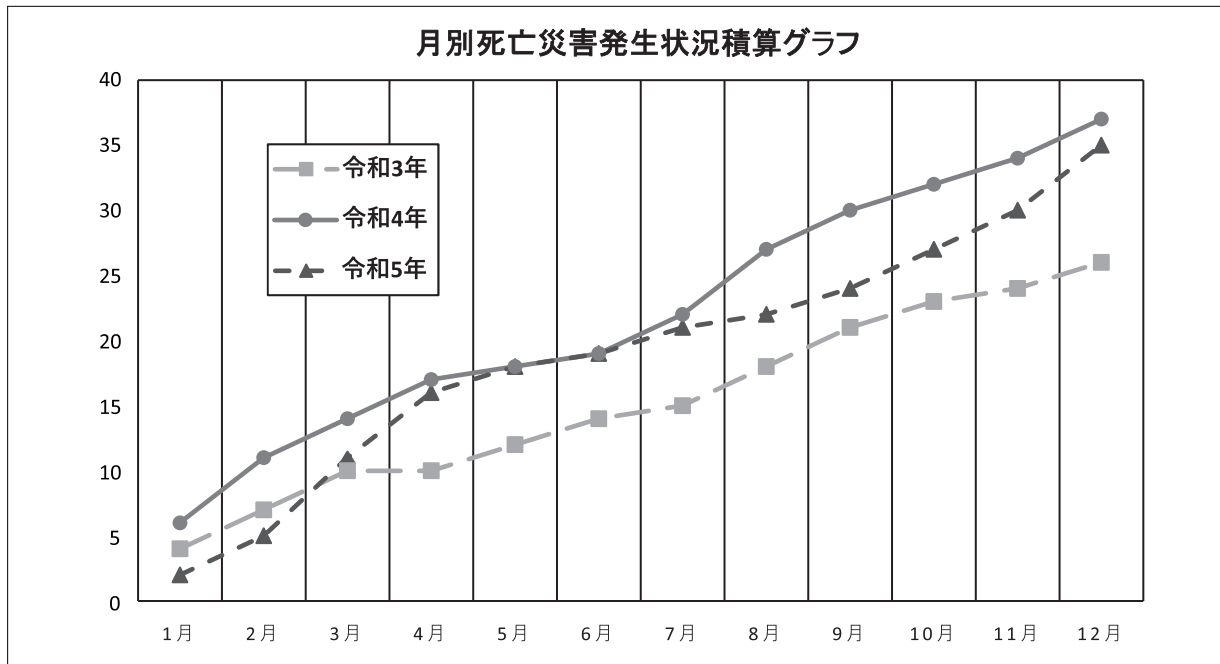
愛知労働局労働基準部賃金課 ☎460-8507 ☎(052)972-0258

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年3月12日現在の速報値）

愛知労働局

業 種		年 別	令和5年（速報値）	令和4年同時期（速報値）	令和4年確定値
製 造	造 業		8	7（2）	8（2）
	食 料 品 製 造 業			1	1
	化 学 工 業				
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		3	1（1）	1（1）
	金 属 製 品		1	2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用			2	3
	そ の 他		4	1（1）	1（1）
建 設	設 業		6（1）	12	12
	土 木 工 事 業			4	4
	建 築 工 事 業		4（1）	6	6
	そ の 他		2	2	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業		10（3）	4	4	
商 業	業		4（2）	2（1）	2（1）
	卸 売 業		2	2（1）	2（1）
	小 売 業		2（2）		
	そ の 他				
清 掃 ・ と 畜 業		5			
上 記 以 外 の 事 業		2（1）	11（4）	11（4）	
合 計		35（7）	36（7）	37（7）	

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和6年3月8日現在）

愛知労働局

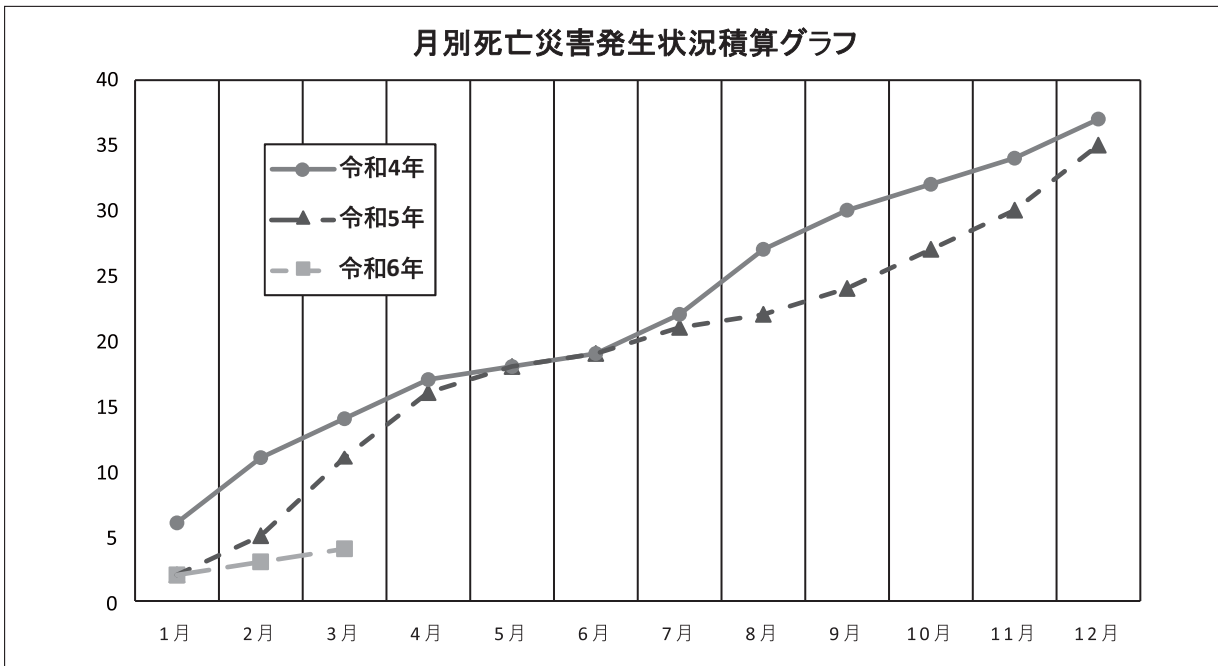
発生月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R5.4.28. 10:45	道路貨物 運送業	10~29名	貨物 自動車 運転者	50代	21年	交通事故 （道路）	乗用車、バス、 バイク	荷物を配達するために、道路脇に停車し、自社車両後方から歩いて道路を横断した際に、対面から来た車両に轢かれたもの。
R5.12.26. 10:26	道路貨物 運送業	30~49名	自動車 運転者	30代	7年	飛来・落下	玉掛用具	工事現場において、移動式クレーンを用いて、トラック荷台から建材を降ろす作業中、玉掛用具から建材が落下し、トラック荷台上で玉掛作業に従事していた被災者が下敷きとなったもの。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年3月8日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期（速報値）	令和5年暫定値
製 造	造 業	1	1	8
	食 料 品 製 造 業			
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		1	3
	金 属 製 品			1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用			
	そ の 他	1		4
建 設	建 設 業		1	6（1）
	土 木 工 事 業			
	建 築 工 事 業		1	4（1）
	そ の 他			2
陸 上 貨 物 運 送 事 業			1	10（3）
商 業	商 業	2（2）		4（2）
	卸 売 業			2
	小 売 業	1（1）		2（2）
	そ の 他	1（1）		
清 掃 ・ と 畜 業		2	5	
上 記 以 外 の 事 業			2（1）	
合 計		4（2）	5	35（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和6年3月8日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R6.2.9. 0:00	商業	9名以下				交通事故 （道路）	乗用車、バス、 バイク	被災者は、自動車を運転していたところ、単独事故を起し、死亡したものの。
R6.3.1. 8:40	繊維工業	9名以下				はさまれ・ 巻き込まれ	その他の 一般動力機械	材料を供給する部分に足をとられ、機械に巻き込まれたもの。

令和5年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和6年2月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	8		198		185		+13		建 設 業 計	1		40		40			
食 料 品			46		31		+15		土 木			12		12			
織 維			4				+4		建 築			16		21		-5	
木材・木製品			1		2		-1		そ の 他	1		12		7		+5	
製紙・印刷			4		4				交通・運輸業			57	(1)	53		+4	+1
化 学	1		9		16		-7		陸上貨物業			5		1		+4	
窯業・土石	1		6		9		-3		港湾荷役業			2				+2	
鉄鋼・非鉄			12		16		-4		商 業	2		62		62			
金属製品	2		48		32		+16		接客・娯楽業	1		29		28		+1	
一般機械			9		19		-10		清 掃 業			29		28		+1	
電気機械			3		2		+1										
輸送用機械	4		46		42		+4		そ の 他	53		247		1045	(1)	-798	-1
その他製造			10		12		-2		合 計	65		669	(1)	1442	(1)	-773	

※本統計は令和6年2月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

令和6年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和6年2月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	13		16		18		-2		建 設 業 計	4		4		4			
食 料 品	3		4		3		+1		土 木					2		-2	
織 維									建 築	1		1		2		-1	
木材・木製品									そ の 他	3		3				+3	
製紙・印刷					1		-1		交通・運輸業	1		5		3		+2	
化 学									陸上貨物業	2		2				+2	
窯業・土石	1		1		1				港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄			1				+1		商 業	2		3		1		+2	
金属製品	3		4		8		-4		接客・娯楽業	3		3		3			
一般機械					2		-2		清 掃 業	1		2		1		+1	
電気機械					1		-1										
輸送用機械	5		5		1		+4		そ の 他	7		8		11		-3	
その他製造	1		1		1				合 計	33		43		41		+2	

※本統計は令和6年2月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

令和 6 年 4 月施行の労働関係法令の改正について

刈谷労働基準監督署

令和 6 年 4 月からの労働関係法令の改正について義務化される事項など、次のとおりとなります。
今一度、抜け／漏れがない様ご確認いただくようお願いします。

【労働安全衛生法関連】

1. 化学物質による労働災害防止のための新たな規制
 - ① ラベル表示・SDS 等による通知の義務対象物質の追加（安衛令別表第 9）
 - ② ばく露を濃度基準値以下にすること（安衛則第 577 条の 2）
 - ③ 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止（安衛則第 594 条の 2）
 - ④ 衛生委員会の付議事項の追加（安衛則第 22 条）
 - ⑤ 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示（安衛則第 34 条の 2 の 10）
 - ⑥ リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等（安衛則第 577 条の 2 第 3 項～第 5 項、第 8 項、第 9 項）
 - ⑦ 化学物質管理者の選任義務化（安衛則第 12 条の 5）
 - ⑧ 保護具着用管理責任者の選任義務化（安衛則第 12 条の 6）
 - ⑨ 雇い入れ時等教育の拡充（安衛則第 35 条）
 - ⑩ SDS 等による通知事項の追加と含有量表示の適正化（安衛則第 24 条の 15 第 1 項、第 34 条の 2 の 4、第 34 条の 2 の 6）
 - ⑪ 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化（特化則第 36 条の 3 の 2、有機則第 28 条の 3 の 2、鉛則第 52 条の 3 の 2、粉じん則第 26 条の 3 の 2）
2. 足場からの墜落防止措置強化（一側足場の使用範囲の明確化）（安衛則第 561 条の 2）
3. 石綿障害予防規則の一部改正（除じん性能を有する電動工具に係る措置の見直し）（石綿則第 6 条の 2、第 13 条）

【労働基準法関連】

1. 労働条件明示のルールの改正（労基則第 5 条）
2. 建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の時間外労働上限規制の適用猶予終了に伴い、36 協定届の様式の一部が変更（労基法第 36 条、第 139 条、第 140 条、第 141 条）
3. 裁量労働制の導入・継続に新たな手続きが必要（労基則第 24 条の 2 の 2、第 24 条の 2 の 3、第 24 条の 2 の 3 の 2、第 24 条の 2 の 4、第 24 条の 2 の 5、第 34 条の 2 の 2、第 34 条の 2 の 3、第 56 条）

上肢障害の労災認定について

刈谷労働基準監督署

厚生労働省では、労働者に発症した上肢障害を労災として認定する際の基準として「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」を定めています。

以下について、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」について説明します。

上肢障害とは

腕や手を過度に使用すると、首から肩、腕、手、指にかけて炎症を起こしたり、関節や腱に異常をきたしたりすることがあります。

上肢障害とはこれらの炎症や異常をきたした状態を指します。

上肢障害の労災認定の要件

腕や手を過度に使用する機会は、仕事だけでなく家事や育児、スポーツといった日常生活の中にもあります。また、上肢障害と同様の状態は、いわゆる「五十肩」のように加齢によっても生じます。

そのため、労災と認定されるためには、次の3つの要件すべてを満たす必要があります。

- ① 上肢等※に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。

※上肢等とは、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手、指をいいます。

- ② 発症前に過重な業務に就労したこと。
- ③ 過重な業務への就労と発症までの経過が医学上妥当なものと認められること。

「上肢等に負担のかかる作業」とは

- ① 上肢の反復動作の多い作業
- ② 上肢を上げた状態で行う作業
- ③ 頸部、肩の動きが少なく姿勢が拘束される作業
- ④ 上肢等の特定の部位に負担のかかる作業で行う作業

「相当期間従事した」とは

原則として6月程度以上従事した場合をいいます

「過重な業務に就労した」とは

発症直前3か月間に、上肢等に負担のかかる作業を次のような状況で行った場合をいいます。

業務量がほぼ一定している場合

同種の労働者よりも10%以上業務量が多い日が3か月程度続いた

*同種の労働者とは、同様の作業に従事する同性で年齢が同程度の労働者を指します。

業務量にばらつきがあるような場合

① 1日の業務量が通常より20%以上多い日が、1か月に10日程度あり、それが3か月程度続いた（1か月間の業務量の総量が通常と同じでもよい）

② 1日の労働時間の3分の1程度の時間に行う業務量が通常より20%以上多い日が、1か月に10日程度あり、それが3か月程度続いた（1日の平均では通常と同じでもよい）

なお、過重な業務に就労したか否かを判断するに当たっては、業務量だけでなく、次の状況も考慮します。

- 長時間作業、連続作業
- 過度の緊張
- 他律的かつ過度な作業ペース
- 不適切な作業環境
- 過大な重量負荷、力の発揮

令和5年度「労働トラブル防止総合講座」開催

名北労働基準協会

第5回講演テーマ

「労働基準法の労働時間規定等を考慮した『労働トラブルを防止する労働時間管理への対応策』」

愛知県下各労働基準協会は5回にわたり「令和5年度労働トラブル防止総合講座」を開催しました。講座では総括テーマを『最近の改正も含む重要労働法を考慮した 企業に必要な労務・安全衛生管理』とし、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説しました。



令和5年度第5回『労働トラブル防止総合講座』

さる2月27日に開催した第5回は「労働基準法の労働時間規定等を考慮した『労働トラブルを防止する労働時間管理

への対応策』」と題し、庄司法律事務所所長 庄司俊哉弁護士が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者などインターネット受講と合わせ、約50名が受講しました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し岡崎労働基準協会 祖父江専務理事が開会挨拶を行い、続いて庄司弁護士より「労働時間の規制と解釈」「労働時間の管理」「テレワークの労働時間管理」「過労死・過労自殺にならない時間管理」等について解説が行われました。解説のはじめには、受講生が資料にある労働時間に関する設問を解き、庄司弁護士の解説の中で正解を理解して



庄司弁護士

いきました。



祖父江専務理事

▽

令和6年度の労働トラブル防止総合講座は『労働トラブルとなりやすい5つの事例、への適正な対応』を総括テーマに5人の労働専門弁護士が解説します。

第1回は、令和6年6月10日「労働条件の引き下げをめぐるトラブルの防止」について大嶽達哉法律事務所 大嶽達哉弁護士が講演を行います。

会場は名北労働基準協会大会議室（名古屋市北区）、午後1時半から4時半。受講料は5回の場合割引があり、会員29000円（1回6900円）、一般38360円（1回9130円）。

本講座はインターネット受講に対応。インターネット受講は、受講申し込み後にお知らせする方法で各自資料をダウンロードし、講演を撮影した映像により指定期間内に各自受講します。

お問い合わせ・お申し込みは、刈谷労働基準協会（☎0566-21-6337）へご連絡下さい。

愛知県下各労働基準協会 「各協会合同開催事業連絡調整会議」開催

名北労働基準協会

さる3月1日、名北労働基準協会大会議室において、愛知県下各労働基準協会（名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾）は、令和6年度の合同開催事業推進のため「各協会合同開催事業連絡調整会議」を開催。各協会の専務理事をはじめ関連団体 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング所長など14名が参加しました。

会議では、名北労働基準協会 市之瀬専務理事・事務局長が、開会挨拶に続き「令和5年度事業報告」「令和6年度事業計画(案)」「その他諸事項」について報告。以下の内容は各担当者より報告が行われました。

▽（一社）名古屋南労働基準協会 阿津地専務理事

「令和5年度事業報告」安全衛生教育

丸のこ等取扱作業従事者教育

振動工具取扱作業等に対する安全衛生教育

▽（一社）刈谷労働基準協会 渡辺専務理事

騒音障害防止対策管理者労働衛生教育

▽名古屋東労働基準協会（代理・名北）

ダイオキシン類特別教育

▽社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング 加藤所長

「令和6年度事業計画（案）」

パワハラ等防止対策総合支援事業

以上の議題協議の後、江南労働基準協会 大島専務理事の閉会挨拶により会議は終了しました。



会議風景

愛知県下14協会が一体となり、多様な事業を展開することで会員事業場のメリットを拡大する合同開催事業は開始から18年となりました。近年は無料事業については(公社)愛知労働基準協会も加わり、愛知県下15の全協会で行っております。

現在、合同開催事業として行っている事業は次のとおり。

- (1) 労働法令総合講座
- (2) 労働問題セミナー
- (3) 安全衛生等教育
- (4) 社員教育
- (5) 各種事業

合同開催事業のひとつとして行っている「無料労働相談」は、愛知県下各労働基準協会の会員事業場がいつでも何度でも利用できます。(労働基準協会に未入会企業も、初回1回のみ名北労働基準協会に来局いただいた場合に限り、無料でご相談が可能)

今後もさらに多くの愛知県下各労働基準協会 会員事業場の皆様にご活用いただくよう、周知に努めてまいります。

Refresh!

もっと自分らしい

働き方

休み方

春の連続休暇には、
ココロとカラダ、リフレッシュ。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 🔍

年休取得促進
特設サイト▶



衣浦東部保健所コーナー

今月は、健康経営 に関するご案内です。



あいち健康経営ネット には 健康経営に役立つ 情報がたくさん!

健康経営について、様々な情報を発信しているWebサイトです。
愛知県健康経営推進企業の登録もできます。

1 取り組み事例が検索・閲覧できる

愛知県健康経営推進企業に登録している会社を検索・閲覧できます。
他の会社の取り組みを知ることができます。

ぜひ自社の健康経営の参考にしてください

2 サポート情報が検索できる

健康経営に関するセミナー、イベント、制度・窓口情報などの情報が検索できます。

3 実践している内容をPRできる

愛知県健康経営推進企業に登録すると、自社の取組をPRすることができます。

あいち健康経営ネット 
<https://www.kenko-keiei.pref.aichi.jp>

●お問い合わせ先
愛知県保健医療局健康医務部
健康対策課健康づくりグループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL:052-954-6269(ダイヤルイン)

あいち健康経営ネット 検索 



【事業所の特性に合わせて取り組む健康経営「ヒント集」について】

愛知県では、平成30年度から健康経営の推進に力を入れており、健康経営に取り組む企業が着実に増加してきました。

今後も健康経営に取り組む企業の普及拡大を図ると共に、取組内容のレベルアップを図るため、県内企業の健康経営に関する取組及びその成果等を調査し、健康経営推進のための「ヒント集」を作成しています。

現状の取組状況に応じて、次に何をすれば良いかの「ヒント集」となっておりますので、ぜひ御活用ください。

○愛知県健康対策課 HP より、健康づくりグループの「健康経営について」のページからご参照ください。

東海労働経済研究所

小栗 利治

(前愛知紛争調整委員会委員)

トヨタ G のダイハツ 新車開発不正

2024年2月10日付日経報道である。

2月9日に品質不正問題で斉藤国交大臣に、ダイハツの奥平社長が「再発防止策」を提出したものだっ
た。

大臣は「従業員を不正に追い込んだ会社の指導体制と決別し、一刻も早い再生を目指して再発防止策
を徹底してもらいたい」とコメントされたと言う。

温かいご指導の言葉であると私は強く感じた。その温かさに甘えておれば企業生命は限られることにな
る。

そこでダイハツは認証試験、人員7倍と次のポイントを発表した。「厄い転じて福と為す」筆者は念
じている。

競争の現場は、開発のスピード、車の更なる品質向上、顧客満足度の向上など多数の課題をスピード
感をもって解決し、競争に耐えうる品質の向上が求められている世界である。

現場では働く人に対する能力者の確保と、それにとまなう処遇の問題を解決しないと現場は委縮して
しまって、結果が出せないことも多い。

要は能力の高い人も増やし、目標を明確にし、スピード感が試されるという話である。

職務発明に当たって最三小判、平成15年4月22日付があるので、この際ご参考までにトラブル防止
策としてご紹介いたしたい。

開発の現場は過酷である。スピード感やそのコストも抑制されている場合も多い。

その競争社会のなせる結果である。その努力が品質の向上につながる要因でもある。

参考判例

◎安全配慮義務

- ・陸上自衛隊八戸車輛整備工場事件（最三判 昭50.2.25）
- ・川義事件（最三判 昭59.4.10）

◎秘密保持義務

- ・古河鋳業足尾製作所事件

機密性の高い極秘文書として扱われていた経営再建に関する計画書を複写して持ち出した事件（東京
高裁 昭55.2.18判）

- ・競業禁止義務

フォセコ・ジャパン・リミテッド事件

退職後2年間の競業禁止特約を締結していた労働者らに対する、退職後右労働者らがライバル企業に

転職したことにもなう同企業の製品販売業務に従事してはならない者の仮処分が認容されたもの

・職務発明（オリンパス光学事件）（最高裁 平15.4.22判）

本件は、職務発明による特許を受ける権利を会社に承継し、会社から所定の報酬を受給した労働者からの、右報酬が著しく僅少であることを理由とする「相当の対価」の請求が一部認容された事件

「特許法35条…によれば、使用者等は、職務発明について特許を受ける権利等を使用者等に承継させる意思を従業者等が有しているか否かにかかわらず、使用者等があらかじめ定める勤務規則その他の定めにおいて、特許を受ける権利等が使用者等に承継される旨の条項を設けておくことができるのであり、また、その承継について対価を支払う旨及び対価の額・支払時期等を定めることも妨げられることがないとするもの」。

開発の現場で求められていることは

- ・より高い安全性が担保されているもの
- ・その機能は装置として付設されており、結果として運転者の安全の確実なもの

別掲の資料は商事法務刊、労働判例インデックス、明治大学、野川忍著「労働判例インデックス」から引用したものである。

開発の現場は、常時他人の特許等を侵害していることに気付かない場合も多い。法務担当は現場のアシスタントを常時心がけるべきである。

第3章 個別的労働関係法 (5) 労働契約上の権利・義務

47 職務発明

——オリンパス光学工業事件

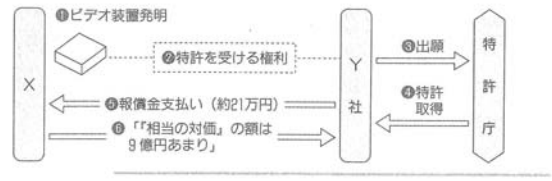
最高裁平成15年4月22日第三小法廷判決
事件名等：平成13年(受)第1256号補償金請求事件
掲載誌：民集57巻4号477頁、労判846号5頁、判時1822号39頁、判タ1121号104頁

概要 本件は、職務発明による特許を受ける権利を会社に承継し、会社から所定の報酬を受給した労働者からの、右報酬が著しく僅少であることを理由とする「相当の対価」の請求が一部認容された事例である。

事実関係 光学機械の製造販売業者Yには発明考案取扱規定があり、従業者がした発明に関する特許を受ける権利は、当該従業者から会社に承継され、承継がなされるとY社は当該従業者に対し補償金を支払うこと、発明により利益を上げたときは、実績に応じて報償金を支払うことなどが定められていた。Xはビデオ装置に関する発明をしたが(●)、上記規定に従い特許を受ける権利がXからY社に承継され(●)、Y社は、特許出願のうえ特許権を取得した(●●)。Y社からXに対する報償金とし

て合計約21万円が支払われたが(●)、XはY社を退職後、Y社が得ている実施料収入は多額であり、「相当の対価」の額は9億円あまりになると主張して、内金2億円の支払いを求めた(●)。第1審、控訴審ともに特許法35条にいう勤務規則による額が同条3項・4項の「相当の対価」に満たない場合は従業者は不足額を請求しうるとしたうえで、本件における「相当の対価」の額は250万円であるなどと判断し、Xの請求を一部認容した。Y社より上告。

判決要旨 上告棄却。「特許法35条…によれば、使用者等は、職務発明について特許を受ける権利等を使用者等に承継させる意思を従業者等が有しているか否かにかかわらず、使用者等があらかじめ定める勤務規則その他の定め（勤務規則等）において、特許を受ける権利等が使用者等に承継される旨の条項を設けておくことができるのであり、また、その承継について対価を支払う旨及び対価の額、支払時期等を定めることも妨げられることがない……。しかし、……勤務規則等に定められた対価は、これが同条3項、4項所定の相当の対価の一部に当たると解し得ることは格別、それが直ちに相当の対価の全部に当たるとすることはできないのであり、その対価の額が同条4項の趣旨・内容に合致して初めて同条3項、4項所定の相当の対価に当たると解することができる。したがって、勤務規則等により職務発明について特許を受ける権利等を使用者等に承継させた従業者等は、当該勤務規則等に、使用者等が従業者等に対して支払うべき対価に関する条項がある場合においても、これによる対価の額が同条4項の規定に従って定められる対価の額に満たないときは、同条3項の規定に基づき、その不足する額に相当する対価の支払を求めることができると解す



るのが相当である。」
「本件においては、……Y社規定に、Y社の従業者がした職務発明について特許を受ける権利がY社に承継されること、Y社が工業所有権収入を受領した場合には工業所有権収入取得時報償を行うものとするが、その上限額は100万円とすることなどが規定されていたのであり、また、Xは、Y社規定に従って、本件発明につき報償金を受領したというのである。そうすると、特許法35条3項、4項所定の相当の対価の額がY社規定による報償金の額を上回るときは、Xはこの点を主張して、不足額を請求することができるというべきである。」

本判決の位置づけ・射程範囲

職務発明もたらす労働法上の問題は、特許をめぐる最近の訴訟の増大や知的財産に関する法制度の整備などによってにわか注目を浴びつつあるが、判例においてその嚆矢となったのが本判決である。特許法(旧)35条は、職務発明に関する特許を受ける権利が「従業者」に所属することを原則としたうえで使用者が勤務規則等により権利承継を受けるとする措置を容認しつつ、実際に権利承継がなされた場合には従業者は「相当の対価」を取得しうるとしているが、この「相当の対価」については実務上企業が一方的に決定する措置が一般化していた。これについては従来から批判が強く、従業者の側からの相当の対価を求める訴

訟も増加しつつあったが、本件により最高裁は、企業による一方的な相当の対価の決定が司法審査に服することを明言した。しかし、企業の実務的観点からは「相当の対価」があらかじめ不確定になることについての懸念もあり、平成16年の改正によって、特許法35条は従業者側との協議などの手続の確保を相当の対価決定の要件とした。ただしこれについてもそうした方向の妥当性には批判も強い。なお、本判決は対価請求権の消滅時効の起算点を勤務規則等における報償金の支払時期とする判断も示している。この考え方には、使用者が一方的に決定する支払時期に時効の起算点を置くことについて批判があり、その内容は限定されるべきであるとの見解も有力である。

さらに理解を深める 百選8版32事件(土田道夫) 最判解民事第15年度(上)284頁(長谷川浩二)、菅野9版83頁、野川新訂70頁、西谷94頁、荒木244頁、水町3版125頁 関連判例 日亜化学工業事件・東京地判(中判判決)平成14・9・19判例834号14頁、日亜化学工業事件・東京地判(終局判決)平成16・1・30判例870号10頁

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

奥村篤史



**外国人労働者を雇う時に
知っておきたいこと**

少子高齢化が進み、慢性的な労働力不足が顕在化していく我が国の雇用情勢を鑑みると、好むと好まざるにかかわらず、労働力の確保手段の一つとして外国人雇用を検討せざるを得ない状況にあると言えます。言葉や文化の違いはありますが、多様な価値観を受け入れ、「同じ職場で働く仲間」として協働していくことが本場の意味でのグローバル化であると考えます。

今回は外国人を雇用するうえで知っておきたいことの一部になりますが、簡単にまとめさせていただきます。

1、外国人従業員10人以上で雇用労務責任者を選任する

雇用する外国人が増える
と、雇用管理体制も複雑になってきます。そのため外国人労働者を10人以上雇う時は、外国人の採用から安全衛生、退職までの労務全般を管理する責任者（労務管理の責任者）を選任しなければなりません。雇用労務責任者は人事課長などが務めるケースが一般的です。

2、職場内でのコミュニケーション
外国人労働者が周囲とスムーズにコミュニケーションを図れるような体制を職場内で考えておきます。外国人従業員と一緒に働く同僚や上司にも教育研修を行い、話題にはいけないこと、効果的なマネジメント



3、就業規則作成時の注
点
労働条件は、正社員やアルバイトなどの職種によって異なります。就業規則を正社員用、アルバイト用などの職種別に作成すること

トについて十分に情報を共有すると良いです。

4、副業・人事異動について
雇入れ時に異動の可能性について、同意を得ていれば、外国人従業員も配置転換などの人事異動の対象になります。ただし、在留資格が「永住者」などの身分系のものでなければ、在留資格による人事異動に制限を受ける場合があります。

5、まとめ
その他にも外国人の雇用に関しては、多くの検討事項があります。厚生労働省「外国人雇用管理指針」や「外国人雇用のルール」などのパンフレットをサイトからダウンロードできるので、ご確認頂けると幸いです。



厚生労働省「外国人雇用管理指針」
人雇用のルール

イラスト・伊藤香澄

入会事業所紹介

2023年度、入会された事業所を紹介致します。

事業所名	業種	支部名
株式会社リケンブラザー精密工業	輸送用機械等製造業	知立
株式会社 NOKURA	電気工事業	安城
有限会社藤原建設	建設業	知立
株式会社浅井製作所	製造業	刈谷
株式会社ティーエスケー	製造業	安城
東洋製鉄株式会社 名古屋碧南工場	輸送用機械等製造業	碧南
竹内建設工業株式会社	建設業	刈谷
有限会社日啓産業	金属製品製造業	安城

※入会申し込み順

—愛知県下各労働基準協会および職員 能登半島地震で被災した労働基準協会へ寄付金を贈呈

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方で発生したマグニチュード7.6（気象庁発表暫定値）の地震におきまして、被災されたみなさま、関係者様には心よりお見舞いを申し上げます。

この地震では、能登半島地域を担当する労働基準協会にも甚大な被害がありました。

そこで、愛知県下各労働基準協会および協会職員は寄付金を募り、（公社）石川県労働基準協会連合会へ60万円の寄付金を贈呈しました。

企業の労働110番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず052-961-7110までお電話を

労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金8:30～17:30（祝日等は除く）
- 何度でも労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政OB・産業カウンセラー等企業の支援活動を行う労働の専門家です

会員だより

高浜支部

《会社概要》

名 称：碧海冷蔵製氷株式会社
所 在 地：愛知県高浜市田戸町6丁目 6-30
T E L：0566-53-0046
創 業：1949年（昭和24年）12月1日
資 本 金：1,600万円
代 表 者：代表取締役 山田健一郎
従 業 員：11人
U R L：<https://hekirei.jp/>
事業内容：1. 製氷事業

多様な用途に応じた、多彩な氷を提供します。

飲食店などで使用する様々な純氷商品から、その場を華やかに魅せるイベント氷など、多彩な氷を提供しています。

- ・用途に応じてオーダーカット
- ・配送可能
- ・イベントで使用できる「かち割り氷」から「おもちゃ氷」まで制作可能。

2. 冷凍・冷蔵倉庫事業

流通の拠点として、お預かりした商品の鮮度・品質を守ります。

2か所の冷蔵・冷凍倉庫により、商品の鮮度と品質を守り、安心かつ安定した供給に対応します。

3. 冷凍・冷蔵軽貨物輸送事業

納入先へのスムーズな配送を行います。

小口配送からチャーター便まで、三河エリアを中心に迅速かつ安全な商品の配送に努めます。



《沿革》

1949年12月	高浜市田戸町にて創業
2000年1月	カリッ株式会社と取引開始
2006年12月	スギ製菓株式会社と取引開始
2016年8月	山田健一郎が、代表取締役就任
2010年6月	一色工場（西尾市一色町一色東塩浜8）開業
2018年11月	配送事業開始
2024年6月	新社屋完成



第12回定時会員総会ならびに創立50周年記念式のご案内

一般社団法人刈谷労働基準協会

当協会の「第12回定時会員総会ならびに創立50周年記念式」を令和6年5月24日(金)13:20から刈谷市産業振興センターあいおいホールにて開催いたします。

また、協会が創立して50年となる節目の年にあたり、記念式を同時開催いたします。

つきましては、ここに会員皆様にご案内いたしますと共に多数のご出席をお願いいたします。詳細は5月号会報に同封します。

〈開催内容〉

1. 定時会員総会
2023年度事業報告、決算報告
2024年度事業計画、予算計画 など
2. 創立50周年記念式
感謝状贈呈、特別精励賞・精励賞授与 来賓祝辞 など
3. 特別講演
野球解説者・野球評論家
榎原 寛己氏 「我が野球人生」

【プロフィール】

まき はら ひろ み
榎 原 寛 己

●生年月日 1963年8月11日

●出 身 愛知県

☆プロフィール

1963年8月11日生まれ。愛知県出身。

1982年大府高校卒業し、ドラフト1位で読売ジャイアンツに入団。

翌年4月16日阪神タイガース戦に初登板で完投勝利の快挙。

この年、12勝を挙げて新人王に輝いた。

1994年5月18日、広島カープ戦で完全試合を達成。

プロ20年間で通算468試合登板、159勝128敗56セーブの成績を残し2001年に引退。

現在はテレビ及び野球教室等、多岐に渡り活躍中。

スポニチ評論家。TBS野球解説者。

身長187cm、体重95kg。趣味はゴルフ、旅



2024年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 5月10日 (実) 5月11・12・18日	(学) 刈谷商工会議所 (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450円	
		(学) 6月7日 (実) 6月8・9・15日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場		
	有機溶剤作業主任者	5月22・23日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		6月3・4日			
		6月20・21日			
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	5月30・31日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		6月11・12日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	5月27・28・29日	あいち産業科学技術総合センター	17,710円	
		5月27・28・31日			
	石綿作業主任者	5月1・2日	あいち産業科学技術総合センター	13,321円	
6月3・4日					
特 別 教 育	自由研削砥石	5月21日	あいち産業科学技術総合センター	10,450円	13,750円
	プレス機械金型等の調整	(学) 6月25日 (実) 6月26日	(学) 刈谷商工会議所 (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
		(学) 6月27・28日 (実) 6月29日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	23,210円	26,510円
	粉じん	5月20日	あいち産業科学技術総合センター	8,360円	11,660円
	低圧電気 (実技7H含む)	5月21・22日	刈谷商工会議所	17,050円	20,350円
		6月18・19日			
	フルハーネス型墜落制止用器具	5月13日	あいち産業科学技術総合センター	9,570円	12,870円
	産業用ロボット	(学) 6月26・27日 (実) 6月29 or 7月3日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980円	38,280円
そ の 他	建築物石綿含有建材調査者	6月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,181円
	化学物質管理者 (取扱事業所)	6月14日	あいち産業科学技術総合センター	15,180円	18,480円
	化学物質管理者 (製造事業所)	5月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	23,980円	27,280円
	安全衛生推進者	6月5・6日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	
	職長教育(製造業)	6月13・14日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	16,280円
	保護具着用管理責任者	5月17日	あいち産業科学技術総合センター	17,050円	20,350円
		6月24日			
	有機溶剤従事者	6月7日	あいち産業科学技術総合センター	8,030円	11,330円
	衛生管理者受験勉強会	5月29・30日	あいち産業科学技術総合センター	18,810円	22,110円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	QRコード	5月	6月	7月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
総合 労働 法令 講座	1. 労働実務基礎講習（半日）		8	19	17	無 料		名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修（1日）			25		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座（4日間）			12 26	10 24	全日 36,700	全日 44,500	
	4. 建設業雇用管理者研修（1日）					○	無 料	
労働 問題 セ ミ ナ ー	1. 令和6年度の労働の動向を聴くセミナー			18		無 料		ウィルあいち
	2. 労働トラブル防止総合講座			10		6,900	9,130	名北労働基準協会
	3. 2024年問題建設業対応セミナー		15			無 料		
安全 衛 生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育				3	7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. ダイオキシン類特別教育				12	7,330	9,160	
社 員 教 育	1. 管理能力向上研修			24		6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修				23			
	3. 人事考課者研修		21					
	4. ハラスメント防止研修	28						
	5. ハラスメント相談担当者研修		11					
	6. アンガーマネジメント研修			2				
	7. アサーティブ研修			20				

(県下各協会合同開催)

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練（KYT）1日研修会	5月30日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	18,700円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料
	学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習 ガ ス 溶 接	5月22日	5月25日	豊和工業	トヨタ安全衛生教育センター	13,780円
特別教育 ダ イ オ キ シ ン	5月20日		ポーラビル		8,600円
その他 局 所 排 気 装 置 自 主 検 査 者	5月13・14日	15 or 16 or 17日	ポーラビル	ポーラビル	63,000円
その他 マスクフィットテスト 実施者養成研修	5月17日		名古屋市公会堂		26,080円

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 緑
 不 休 災 害 黄
 休 業 災 害 赤

勞 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



あなたの職場、大丈夫ですか？

床の安全対策は、

HAYAJIN-グリップ
0566-36-5527
早川建設(株)防滑事業部




MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
 名古屋五城エージェンシーオフィス
 〒460-0008
 愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
 TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
 刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
 www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
 全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
 夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
 外国人労働者・技術者派遣事業
 特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド 

〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
 Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011



メッシュハーネスは特許取得商品です



背面メッシュ付フルハーネス
MHF-790

●メッシュハーネスベストセラー
簡単装着と確実な安全性



腿ベルト水平タイプ
MHS-F11H

●建設業界に大人気の
腿水平タイプが登場



3M社コラボレーションモデル
MHT-1

●可動式胸ベルトで体格に
合わせて高さを調整可能



女性用メッシュハーネス
MHS-MWJ2

●人気モデルMWJシリーズが
ついにフルモデルチェンジ



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿掲載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿掲載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

●単行本

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F
TEL 052(211)2073

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

（株）刈谷市幸町二丁目二番地
刈谷市高松町一丁目二番地
刈谷労働基準協会
（電話）〇五八六一二二一六三三七
定価一五〇円